

総合科学技術・イノベーション会議

第105回生命倫理専門調査会議事概要(案)

日時:平成29年11月10日(金)10:28~11:51

場所:中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

出席者:(総合科学技術・イノベーション会議議員)

原山優子、上山隆大

(専門委員)

阿久津英憲、今村定臣、小川毅彦、加藤和人、神里彩子、小出泰士、水野  
紀子、森崎裕子、米村滋人

(参考人)

日本医学会会長 門田守人

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース構  
成員 町野 朔

(関係省庁)

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室安全対策  
官 杉江達也

厚生労働省子ども家庭局母子保健課課長 北澤 潤

厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画官 下川昌文

事務局:山脇良雄統括官、生川浩史審議官、加藤祐一参事官

議事:1. 開会

2. 議題

(1)第104回「生命倫理専門調査会」議事録について

(2)「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース  
における検討について(報告)

(3)早急な検討が必要な事項について

(4)今後の検討が必要な課題について

(5)その他

3. 閉会

(配布資料)

資料1 第104回「生命倫理専門調査会議事録」(案)

資料2 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース  
における検討の進め方(第4回タスク・フォース 資料2)

資料3 早急な検討が必要な事項について

資料4 今後の検討が必要な事項について

参考資料1 今後の検討方針(第104回生命倫理専門調査会 資料2-1)

参考資料2 総合科学技術・イノベーション会議生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱

いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース運営規則  
(第1回タスク・フォース 資料1)

参考資料3 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース  
ス 構成員名簿

議事概要：

(原山会長)皆様、おはようございます。

ただいまより、第105回となります生命倫理専門調査会を開催させていただきます。

まずは事務局の方から委員の出席状況について御報告させていただきます。

(加藤参事官)本日の委員の出席の状況を報告させていただきます。

本日は、総合科学技術・イノベーション会議議員と専門委員の合計16名の委員のうち11名の方に御出席いただいております。

青野専門委員、小幡専門委員、甲斐専門委員、久慈専門委員、藤田専門委員から事前に御欠席の御連絡を頂いております。

本日の会議には、専門委員の過半数を超える出席を頂いておりますので、生命倫理専門調査会運営規則第9条規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、本日御出席いただいております中に御参考人の方を御紹介させていただきますと存じます。本日は、日本医学会から、門田守人会長に御出席いただいております。

また、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースから、上智大学名誉教授、町野朔構成員に御出席いただいております。

また、関係省庁からは、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室の杉江安全対策官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課の北澤課長、同省大臣官房厚生科学課の下川研究企画官に出席いただいております。

以上です。

(原山会長)ありがとうございました。

では続きまして、配布資料の確認をお願いいたします。

(加藤参事官)お手元の議事次第に資料一覧がございますので、御覧ください。本日は資料1から4、あと参考資料の1、2、3の7種類を配布しております。また、机上の方に別途今村定臣構成員から、世界医師会医の倫理マニュアル(第3版)、日本医師会医師の職業倫理指針(第3版)、そして、現在世界医師会で改定作業が

行われておりますジュネーブ宣言「医師の誓い」の日本医師会仮訳の資料を配布させていただいております。なお、この最後の3点については部数の関係で机上配布のみとさせていただいております。

資料に落丁、過不足等がある場合はお知らせください。お手元に届いておりますでしょうか。

続きまして、議事進行に当たっての注意事項をお伝えします。傍聴及び取材の皆様にお伝えします。円滑な議事の進行のために、これ以降の写真撮影等は控えいただきますようお願いいたします。御協力のほどお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(原山会長)ありがとうございました。

まず、議題の方の第1番目の議題に入らせていただきます。前回第104回生命倫理専門調査会の議事録でございます。既に御確認済みということですが、よろしいでしょうか。

では、生命倫理専門調査会の運営規則第11条に基づいて、公開させていただきます。

では、議題その2に入らせていただきます。タスク・フォースに関する検討についてお話しいたします。前回104回るときにタスク・フォースを設置してということで今走り始めておりますが、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースにおける検討についてということで、まず事務局から説明させていただきます。

(加藤参事官)事務局から説明申し上げます。説明は本日資料2と参考資料1、2、3を使わせていただきます。

第104回のこの本生命倫理専門調査会で承認されました今後の検討方針、これは本日参考資料1として添付しておりますが、それに基づきましてタスク・フォースが設置され、本年7月から計4回のタスク・フォースを開催して、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る議論を進めてきているところでございます。資料2のとおり、検討の方針が決定されましたので、本日は報告させていただきます。

資料2を御覧ください。資料2は、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースにおける検討の進め方、平成29年10月11日の日付となっております。

1. にございますように、タスク・フォース構成員の意見を踏まえた方向性として、(1)検討の対象となる研究目的及び検討の優先順位につきましては、まず、「生殖補助医療研究」目的について検討する。その後、速やかに「遺伝性疾患(先天性)の新たな治療法(予防法)の開発に資する研究(先天性の難病を含む。）」、以下「難病等遺伝性疾患研究」と説明させていただきます。の目的の場合及び「疾患(がん等)に関連する新しい治療法(予防法)の開発に資する研究」、以下「疾患(がん等)研究」と、目的の場合について検討するという形になってございます。

(2)対象とするヒト受精胚の種類についてでございますが、まずは、平成28年4月28日、本委員会でもとめられました「ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について」で示されました「余剰胚」を対象に検討するというので、まずは検討するという形になっております。

2項目の、なお、「新規に作成された受精胚」(以下「新規作成胚」という。)を用いた研究については、改めて本委員会の判断を仰ぐという形にまとめられております。これにつきましては後ほど資料4の中で説明して御議論いただきたいと思っております。

(3)具体的な制度的枠組みについてでございます。TFにおきましては、「指針」の策定を検討する。なお、この検討にあわせて、「指針」以外の法律等を含む規制の枠組みの必要性等についても検討を行い本委員会に報告する、とされてございます。

以上の方向性を踏まえまして、2. の検討の進め方としまして、(1)、まずは、「生殖補助医療研究」を目的とした「余剰胚」を用いる研究を対象とする「指針」の整備に必要となる「対象となるゲノム編集技術等の範囲」、「倫理審査体制」等の事項について検討する。

(2)その後、「難病等遺伝性疾患研究」目的の場合及び「疾患(がん等)研究」目的の場合について、本委員会における対象疾患の検討結果に基づき、TFにおいて引き続き検討する。この点については後ほど検討をお願いしたいと思います。

3. 国民を巻き込んだ議論等について、また上記の検討に当たりましては、「国民との科学・技術対話」の推進についてなどを参考に国民を巻き込んだTF等での議論を行うと共に、研究の進め方について検討する。

以上がタスク・フォースで10月11日に了解された事項でございます。

(原山会長)ありがとうございました。

実質的な議論を既に会議として4回ほど進めさせていただいて、そのやり方をまとめたのが検討の進め方です。参考資料として先ほどのタスク・フォースの構成員、また運営規則も参考資料2と3にございます。

これについて御質問、御意見などございましたらお受けいたしますので、いかがでしょうか。

今村委員、どうぞ。

(今村専門委員)質問というわけではありませんけれども、このタスク・フォースの見解というかこれに対しまして若干の補足をさせていただきます。

日本医師会では、机上に配付させていただきました冊子を御覧いただければ御理解いただけたと思いますけれども、日々医療や医療に関連した研究に係る倫理に関する検討活動を日本医師会という組織の中で検討し続けてまいりました。今回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等の検討につきまして、倫理的に極めて重要であります生殖補助医療、生命の萌芽であるヒトの胚等を対象とした検討であることから、このような医療倫理に係る検討を続けてまいりました組織の一員として発言をさせていただきます。

政府におきましては、ヒト胚に係る生命倫理の確保と研究を含む生殖補助医療の適切な推進を両立すると、この2つの観点から次の事項について可及的かつ真摯に対応をお願いしたいと思います。

まず、ゲノム編集技術等の新たな技術も想定した生殖補助医療研究を対象とする基礎的研究から臨床研究を含みます医療応用にわたる包括的な指針、これを早急に策定していただきたいと思います。

さらに、生殖補助医療に係る規範、これにつきましては、ヒト胚に係る生命倫理性の確保、生殖補助医療研究開発の推進、よりよい生殖補助医療提供が可能となりますように、生殖補助医療に関連した基礎的研究から医療提供にわたる法律による規範の構築というものを指針の構築とあわせて速やかに検討を開始していただきたいと思います。

なお、本件につきましては、基礎的研究、臨床研究等を含みます研究的観点、これに加えて、医療的な観点からの評価が必須であるというふうに考えておりますので、日本医師会といたしましては、指針あるいは法律の検討段階から積極的に参画をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(原山会長)御意見ありがとうございました。

頂いた御意見というのは受け止めさせていただきますと同時に、本議題でありますタスク・フォースの活動内容につきましては、今おっしゃった部分の基礎的研究を対応するものであって、先ほど資料2でお示しましたように、まずは、生殖補助医療研究を目指した、目的とした、その辺から進んでいくということです。

この中でも先ほど申し上げましたように、方向性としてこれで終わるわけではなくて、次の段階がございますので、どういうふうにしていくかということに関してもまた議論させていただければと思います。御意見ありがとうございました。

米村委員、どうぞ。

(米村専門委員)米村でございます。私は、タスク・フォースの構成員にもなっており、そのような立場でこういったことを申し上げるのは遺憾な部分もございますが、本日のまとめに関してタスク・フォースの議論と若干違う部分がある気がしますので、その点を御指摘申し上げたいと思います。

ゲノム編集に関する規制を行うに当たっては、指針以外の法的手段による可能性はもちろんありますが、差し当たり指針を策定するという前提で考えるといいたしますと、どのような指針であるべきかということが問題になります。そして、その指針の中身につきまして、これはタスク・フォースの中でも何度か申し上げたことですが、様々な適用対象を有する別個の指針が並列するというのは、現場にとって大変運用を難しくするものであり、社会的混乱を招くものであるので、それはなるべく避けていただきたい。少なくともこれから指針を策定するというのであれば、目的ごとに、あるいは対象ごとに分断された指針をつくるのはおやめいただきたいということを申し上げました。

その前提で御検討いただいていると認識していたのですが、残念ながら本日出てきた資料を拝見しますと、依然として当初方針のとおり生殖補助医療を目的とした余剰胚を用いる研究を対象とする指針をつくるというような書きぶりになっております。タスク・フォースの場合では、先にこの場面について検討することは決まると認識しておりますが、それは単に検討の順序を決めただけであって、最終的な指針をどのような適用対象のものにするかについては決まっておらず、このような限定された内容の指針を策定することもタスク・フォースでは合意されていないというふうに私は認識しております。

生命倫理専門調査会の場合でも、指針を適用対象ごとに細分化する方針はとらないということをぜひ確認していただきたいというふうに思っております。

(原山会長)ありがとうございました。タスク・フォースの方での議論というのがまさに今、米村委員がおっしゃったように、御意見を出していただいて、今後、既にある指針もございますので、本件に関しましては、これからそれぞれの段階ごとに指針が複数出てきた場合には現場が非常に混乱してしまう、何か研究したいときにどこに向かっていいのかわからないというその現場感覚も伝えていただいたという認識です。

ここでの検討の進め方というのは本日お示しました資料2に関しましては、順番という形でまずはここから攻めていくという話です。先ほども、中にも入っていますが、法的枠組みをどうするかという議論もありますし、全体としてどうするかというのはやはりこれからのことだと思いますが、でもどこからか開始しないと話を進めることができない。そういう認識のもとにこれを出発点しているということです。ですので、可能な限り包括的なものに持っていきたいというのは我々も同じ方向です。最終的に行き着くところは法律という可能性もあるということをお中では謳っておりますので、米村委員のおっしゃった今の御意見、またタスク・フォースでの御意見というものは全く排除しているものでもなくて、尊重しつつ進めていくという態度で受け止めていただければと思います。

よろしいでしょうか。

議題2に関しましては、まずこの進め方に関して御報告させていただきましたが、よろしければ次の議題に移らせていただきたいと思います。

資料3でございます。次の議題、早急な検討が必要な事項についてでございます。まずは事務局から説明させていただいた上で御議論に入りたいと思います。

(加藤参事官)資料3を御覧ください。先ほどの説明にもタスク・フォースのまとめを資料2として報告させていただきましたが、タスク・フォースでは、本専門調査会から参考資料1から3、特に参考資料1にありますような与えられた課題に対して検討を進めてきたところでございます。今後タスク・フォースでの検討を進めるに当たりまして、本専門調査会において早急に検討いただきたい課題等を資料3として整理させていただいております。

まず、資料3の2つ目の◆の1に示しますように、現在の余剰胚を用いた生殖補助医療に資する研究がどれぐらい行われているかについて整理したものでございます。本件については、生殖補助医療研究を目的とする場合における検討を進めるに当たり、実態を把握するための基礎的情報が必要であるためのものです。生殖補助医療に資するヒト胚を用いた研究につきましては、日本産科婦人科学会が昭和60年3月に最初に発表され、平成25年6月に最新の改定が行われてお

りますヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解が学会の会告として出されております。

当該会告におきまして、研究の実施に当たっては当学会に登録することとなっております。事務局としましては、本専門調査会から日本産科婦人科学会に対して本課題について照会をしてはどうかと考えております。

続きまして、その下の2にありますように、タスク・フォースにおきましては、生殖補助医療研究を目的とする場合に係る検討の後に、先天性の難病を含む「遺伝性疾患(先天性)の新たな治療法の開発に資する研究」及び「疾患(がん等)に関連する新しい治療法の開発に資する研究」を目的とする場合の検討を行うこととしております。

検討に当たりましては、疾患の研究に当たってゲノム編集技術を用いることにより、原因の解明や症状の重症度への要因、治療法の開発の糸口の可能性がある疾患を特定した上で、その疾患の特性に基づいた検討が必要でありますことから本課題が提起されたものでございます。

遺伝性疾患と一言で説明になっておりますが、原因や症状が多様であることから、多様かつ幅広い医学的専門的観点からの検討が必要であると考えます。このことから、基礎から臨床にわたる多様な医学に係る分科会を有します日本医学会に照会をしてはどうかと考えております。

説明は以上でございます。

(原山会長)ありがとうございました。

タスク・フォースの中で検討する際に、今後のことも踏まえた形でいろいろな情報を現場から収集することも必要だということで、今のが、その御提案となっております。

具体的には2点ございまして、余剰胚を用いるということがここで議論されている内容なのですが、現状はどういうふうになっているかということ把握したいというのが1点と。次の生殖補助医療の次に考えております遺伝性疾患の新たな治療法に関しての議論を開始するための前提として、中身のことなのですが、がんに関する関連、新しい治療法の開発研究を目的とした場合における具体的な対象となり得る疾患は何かということ専門性のある方々から議論していただいて、その情報をもとに議論していきたいということを考えております。

そういう意味で、今2つの項目なのですが、外部の組織として日本産婦人科学

会、それから日本医師会に照会しようというのがこの趣旨でございます。これに関しまして御意見御質問などございましたらお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

(今村専門委員) 日本医師会とおっしゃいましたけれども、これは日本医学会のことであろうと思いますし。それから、ついでながら申し上げますと、この議論については極めて広い範囲の関連した学会が必要だというふうに考えておりますので、できるだけ日本医学会の立場というものを尊重するようにお願いしたいというふうに思います。

(原山会長) 申し訳ございませんでした。すみません。

幅広い視点からということでこのように御照会させていただきたいというふうをお願いしておりますので、それを受けていただいて、それをもとに我々の議論を進めたいと思っております。ありがとうございます。

そのほかに何か。加藤委員どうぞ。

(加藤専門委員) 確認なのですけれども、私も1はいいと思うのですけれども、2の方について、これはゲノム編集を用いた全ての研究という意味だったのか、それともヒト胚、私たちが議論している部分となったのか、ちょっと確認がいると思うんですが。

(事務局) 事務局でございます。

基本的にヒト胚を対象とする研究であることが前提でございます。

(加藤専門委員) うまく表現を入れておかないと、これの部分だけが文章として取り上げられるといろいろ誤解が生じるのではないかと思います。

(原山会長) ありがとうございます。

そのほかに御意見は、ございますでしょうか。町野参考人どうぞ。

(町野参考人) 参考人でありながら発言するのはためられるのですが。

まず、資料2の方からです。加藤委員のおっしゃったことですが、検討の進め方のところ。(1)のところからまず研究目的から始まっているのですけれども、この前段階にあるのはヒトの受精卵、ヒト胚を用いた医学研究がそもそも可能なのかという問題が一つありますが、これは当然できるんだという前提で始まっているようですけれども、恐らく議論をするときに、こういう目的だったときは許されるという格好でくるのではないかと思います。先ほどの加藤委員の御質問は今のようになるとなるだろうと思います。

もう一つは、資料3の方の今の問題です。2つ目の◆のところの1. のところで、先ほど御紹介いただきましたとおり、日本産科婦人科学会が最初に昭和60年あたりに会告を出しています。生命倫理専門調査会の報告書がまだ出る前です。その時にはヒト受精胚の研究も、余剰胚の研究については学会レベルでできるのだという前提であったと思います。しかし、ヒト胚研究小委員会の報告書が余剰胚からのES細胞の樹立を認めるとし、それに基づいてES指針が作られ生命倫理専門調査会の報告書はそれを引き継いだこととなります。この時点では、ヒト受精胚の研究、そして恐らくは受精胚ではないヒト胚についても、例えばクローン胚についてもそうですけれども、そういうものについては個別的にその倫理性というのを検討した上で、つまり社会的妥当性と科学的合理性を考慮した上でこれを認めるという方針がとられたのです。その段階で既に、ヒト胚研究は日本産科婦人科学会の会告でできるという考え方は否定されているという理解されます。今までどおり学会の判断で、ヒト胚研究を続けることができるということはできなくなっていると私は理解しております。1. のところについて、問い合わせされるときも、その点について日本産科婦人科学会どのような考え方であるかということもついでに御照会いただけたらと思います。

(原山会長)ありがとうございました。

やはり歴史的な経緯があった上で我々の基本的な考え方があって、それに対する見直しも含めたタスク・フォースでございます。そういう意味で、その経緯を踏まえた形でもってこれらの照会に関してもさせていただきますので、ちょっと分かりづらいところもございましたので、それに関しても明確にしていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

米村委員どうぞ。

(米村専門委員)2の遺伝性疾患及びその他の疾患に関連するものについて一言発言させていただきたいと存じます。

本日の資料3を拝見しますと、最後が疾患の選定についてという書き方になっており、この表現が、2つの意味で気になっております。1点目は、規制単位の問題です。この2の規制について、疾患単位で規制するかしないかを定めるという方針をとるようにも読めるのですが、疾患単位で区別して規制するという方針はタスク・フォースでは決まっていなかったと思っておりますし、私個人は、それは適切でないと思っております。と言いますのは、どの病気の病因説明も日進月歩でありまして、少し前まで遺伝性疾患だと思われていなかったものが実は遺伝的素因が大きいということが判明する場合もかなりございます。そういう場合に、新しく遺伝性の要

素が強いと判断された疾患についてゲノム編集技術を用いて何らかの治療がなされるようになる可能性もあるわけですが、それを最初から除いてしまって、現時点で遺伝性疾患とはっきり分かっているものだけを規制対象にするというような方針が仮にとられるとしますと、それはやはり規制として問題があるように思います。したがって、疾患単位で規制するというのは、基本的にはとるべきではないというのが私の考えです。2点目は、日本医学会に対する照会事項の問題です。ここでは、日本医学会に対して規制方針自体を照会するように読めるのですが、現時点でどういった疾患の治療にゲノム編集技術が有用であるのかという科学的知見について整理していただくということであればともかく、規制方針について照会するというのは適切でないように思います。そもそも、基本的に規制方針自体はこの生命倫理専門調査会で決めるものであり、その前提となる科学的知見を日本医学会に照会するというようにすべきではないかと考えます。

(原山会長)ありがとうございました。

この文章がなかなかそこに読み取れなかったという部分があるんですが、端的に言って趣旨は米村委員が今おっしゃったことです。タスク・フォースの中で議論するときにある程度具体的な想定がないと議論が進まないというので、では候補者としてこういうのがあり得るということを科学的知見に基づいて出していただくと、それを基礎にしてどこまで広げるか。様々な議論が指針に関する話、それは我々のタスク・フォースでの議論であって、その前捌きとして純粋に科学的な視点からどういうものがゲノム編集によって貢献があり得るか、その辺のところを出していただくというのが趣旨です。

それと同時に、今おっしゃったように、個別にABCに関してAの指針があるとかそういう話では全くなくて、まずは議論の前裁きとしてこれをするという認識です。ですので、この文面からそれが、誤解が生じるのであれば書き換えますが、趣旨というものは御理解していただいた上で共有させていただければと思います。よろしいでしょうか。

そのほかに何か。加藤委員どうぞ。

(加藤専門委員)ちょっと補足的な発言です。特にタスク・フォースでの最後の方の認識は、研究が非常に早く動いていると、だからやはり科学の現場にいる方でないと分からない、その変化に対して私たちはいろいろなことを考えないといけないという、そういう検討だったと思いますし。そもそもこの表現自体が専門家の皆さんと一緒に考えて、何を科学の側から提示したらいいのかということ自体を科学の方に考えていただくという印象を何かうまく入れられるといいのではないかと思います。

(森崎専門委員)それから「遺伝性疾患の新たな治療法の開発」ということですが、先ほどのお話の中では、「治療」というのと、もう一つ「原因の解明のための技術の開発」というのもあったと思います。「治療」というのと「解明のための技術の開発」というのはかなり温度差があるような気がします。研究という意味では、「解明のための技術の開発」というのはもし可能だったらどんどん進めていただきたいし、一方、「治療」という意味ではより慎重に厳密にやっていかななくてはいけないのかなということがあるので、そのあたりも考慮していただけたら有り難いと思います。

(原山会長)ありがとうございました。局面としての違いだけではなく、中身に関しましては対処方法も異なるでしょうしということで、これ本当に圧縮した形で書かれていますが、今日の御意見を踏まえた形でもってちゃんとした文章にさせていただいた上で照会に移りたいと思います。ありがとうございました。

町野参考人、どうぞ。

(町野参考人)米村委員に質問ですが、先ほどの第1点です。もし疾患単位で考えるのではないということであるならば、米村案としてはこの文章をどのように直したら適切かということ、思い付き程度でよろしいですが、おっしゃっていただけるとありがたいのですが。

(米村専門委員)これは日本医学会に照会する際の照会事項を書いているだけですので、今後の規制方針については空白のままでよいと考えております。ゲノム編集技術の有用性、安全性に関する現在の知見について、遺伝性疾患及びその他の疾患について照会すると書けば、それで十分ではないかと思えます。

(町野参考人)照会事項というのは3つ目の◆のところ書かれていて、前を受けている格好ですね。だから、こちらの方である程度包括的にと言いますか今の趣旨を生かすように書いておかないと、これから私タスク・フォースに戻るわけですから、皆さん方はこちらに残られるかもしれないけれども、ちょっとかなり大変ではないかなという具合に思いました。

(原山会長)ありがとうございました。

では、加藤委員どうぞ。

(加藤専門委員)意義のある研究領域はどういうものであるかを照会するということなのではないでしょうか。だから、余り疾患の範囲を狭くしないで。

(町野参考人)いや、受精胚をつくって研究するという指針がすでに存在します。この問題をそのままにしておきますと、この指針を膨らませる格好で、あるいは改正す

る格好で物事が進むということにもなると思います。恐らく米村委員も問題にされているのは、この点だと思います。そのことによって個別的にバラバラの指針でできてしまうということと。もう一つは、生殖補助医療指針の方というのを疾患の単位というか、こういうことも研究のためにこれをつくることができるという具合に書かれております。これからタスク・フォースで議論するときについて、こちらは親委員会ですからこちらの意向に従いますから、そこらがきちんとしていないと議論はかなりしにくくなると思います。バラけてしまうのではないかとこの危惧を持っております。

(原山会長) まずはやり取りがあつてのことだと思っております。趣旨としては、先ほど米村委員がおっしゃったように、2つの局面に分けていて、科学的知見に基づいてゲノム編集の応用としてどういうことがあり得るかということをも具体的な事例として疾患という形でもって選択していただくと、科学的知見を我々の方に頂いた上で、では具体的な検討事項としてタスク・フォースの中で規定としてどうしたらいいか、一番適切なやり方というのは何かということをも議論するので、その局面を分けたいと思うのです。そのためにもタスク・フォースの中でこの科学的なことを議論するのではなく、まずは専門家の方たちの御意見を頂いた上で、そういう趣旨に関してここで了承が得られれば、それに関して依頼状というものを事務局で作成させていただいて、やり取りしながら、というふうになると思いますが。そういう対処方法でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。資料2に関しまして早急な検討が必要な事項につきましては、今まとめさせていただいた形でもって進めるということで、事務局の方に投げさせていただきます。

本日なのですけれども、日本医学会の会長でいらっしゃいます門田先生に参考人として参加していただいております。ですので、これ勝手に我々がボンと投げるものではなく、受ける方が受けていただかないと話がいきませんので、本日御発言いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

(門田参考人) ありがとうございます。今年の6月から日本医学会の会長を拝命しております門田です。

今ここに座っていて、皆様方の議論を聞いていると、これは大変重大な会に参加しているなど感じながらここに座っております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、これを受けていただかなければというふうなお話でございましたけれども、これを受けないわけにはいかないというふうに思います。同時に、実際我々執行部が代わったところですので、例えば昭和60年に日本産科婦人科学会がヒト胚を用いた研究を発表したときに、ではそれに関

係し周辺の学会も含めてどうなのかというふうな見方がまだまだ成熟していなかったのがその当時だと思います。残念ながら私が反省として申し上げているのですけれども、医学会が、今128の学会が所属しておりますけれども、その学会の中でこういう横の関連性のあるものについて、そのことについての議論をするという場を今まで持っていなかったということがございます。そういった意味で、昨今いろいろな問題が発生しておりますので、医学会とすれば改めてこういうことについて横断的な課題について我々が検討するというのが医学会全体の大きなミッションだというふうに改めて感じております。

そういった意味で、このお仕事はまだ理事会にも諮っていませんので簡単には回答できませんが、私は受けるべきことというよりも、我々がしなくてはならないことだと。我々が、医学研究をやっているわけですから、その当事者として少なくとも我々自らがどう考えるか。ここで宿題を頂いたから急ぎよすというよりも、この時機に我々とすれば我々のこれに対する見解を検討させていただいて、そして今日今お話聞かせていただきましたけれども、結構幅広い方向性、それからどこまでどういうふうに展開するか、今後変わり得る話だということも先ほど意見ございましたけれども、そういうふうなことを踏まえて、我々なりのものを出し、そしてこちらに回答となりそうなものをまとめたいというふうに思います。

ただし、やはり考えてみますに、相当時間を頂きたい。私たちの中でもはっきりと方向性を示すためのことに時間を頂きたいというふうに思うのですね。ただ、調査もしてみます、その結果こうですというふうな簡単な回答では済まないだろうというふうに思いますので、そういったことを御容赦お願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、ちょっと資料を事務局の方から頂いて、例えば「ヒト胚取扱いに関する基本的考え方」、これ平成16年のものを読ませていただきましたけれども、やはり我々自身も出発点までさかのぼって、そこからやる必要がある、そうでなければ我々の意見はまとまらないだろうというふうに思いますので、少し時間と、場合によったらまたいろいろこちらで教えていただきたいと思いますので、そのときはよろしくお願ひしたい。

そういった意味で、いったん正式には理事会に諮って回答させていただきますが、個人的には是非やらせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

(原山会長)ありがとうございます。

片思いではいけないことで、お互いにすり合わせしながら何か進めていくという

態度でやりたいと思いますので、まずは理事会の方にお諮りいただいた上で、その次の段階としてでは具体的にどういうふうにしていくかということも密に連携をとらせていただきながらやりたいと思います。

このタスク・フォースなのですけれども、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るといふに我々も初めの、最初の基本的考え方というものも今日的には見直す必要があれば見直さなければいけないという態度なので、そういう意味で先ほど町野参考人がおっしゃったように、これまでの経緯というものも踏まえた形で今後どうするかということを決めたいと思っております。ですので、いわゆる科学的な視点からこれまでどういうふうな形でこういうことが決まってきたかというその2つの側面をあわせることによって、より実効性がある、かつ研究者の方たちにとっても更なる研究が進められるような形の指針なり法律なりがつくれればと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、次の段階に入ります。今後の検討が必要な課題についてでございますが、まず事務局から説明させていただきます。

(加藤参事官)次に資料4を御覧ください。資料4は今後の検討が必要な課題についてということで、○で整理した項目を挙げております。

タスク・フォースが本専門調査会から与えられた課題の検討を進めていくに当たりまして、タスク・フォースの方での検討に先立ちまして、本委員会での検討が必要と考えている事項として整理したものでございます。

一番上の○としまして、ゲノム編集技術を用いる研究に「新規に作成されたヒト受精胚」を用いることについて。2番目の○としまして、「配偶子」及び「生殖系の細胞」へのゲノム編集研究の取扱いについて。3つ目の○としまして、ヒト多精子受精胚(3PN胚)の取扱いについて、の3点について検討が必要としてタスク・フォースにおきまして提起されております。

まず、研究を目的に新規にヒト胚を作成することにつきましては、受精直後や初期胚における遺伝子発現の動態などを把握する必要がある場合を想定しますと、その取扱いについて本専門調査会において検討をしていただく必要があるかと存じます。

また、研究として「配偶子」又は「生殖系の細胞」に対するゲノム編集を行った上で受精を行い、観察、分析等をする研究も想定されることから、あわせて検討を行う必要があると認識しております。

これらの検討に加えまして、多精子受精胚(3PN胚)についての取扱いにつき

ましては、以前の本調査会で検討が途中となっておりますので、その結論を得る必要があることから、ここに挙げさせていただいております。

以上の点に加えて、タスク・フォースにおきましては生殖補助医療研究目的で余剰胚へのゲノム編集研究を対象とした制度的枠組みについて検討を進めております。このタスク・フォースでの検討に基づき、本調査会におきましても法的な枠組みの検討の必要性があることから、ヒト受精胚を用いる研究に対する「法的な枠組み」の必要性についても挙げさせていただいております。

最後に、参考資料1の今後の検討方針にも記載しておりますように、タスク・フォースでの検討対象として核置換等が挙げられておりますが、これらについては本調査会で議論を進めておりますミトコンドリア病の検討に深く関連する事項でございます。ヒト受精胚を用いるゲノム編集技術以外の事項(核置換等)に係る研究についてもタスク・フォースでの個別的な検討を進めることを考えております。

以上の5点についてタスク・フォースでの検討を今後お願いしたいと思っております。

説明は以上です。

(原山会長)ありがとうございました。

なぜにこの資料かということなのですが、タスク・フォースでの議論を進めつつ、タスク・フォースの中で詰めることと、またやはり生命倫理専門調査会の方に上げて専門委員の方たちに御判断を仰ぎたいということがかなり出てきました。それをまとめたものがここに出した資料でございます。これに関して今後少しずつ捌いていく話なのですが、タスク・フォースの議論と並行してこれを議論していきたいと思っております。それに関して、中身結構重たいものが軒並みでございます。

時間をかけながらと言いつつもちろんとまとまる形で議論を進めたいのですが、この資料に関しまして何か御意見、御質問ございましたらお受けいたしますので、よろしく願いいたします。どうぞ。

(今村専門委員)タスク・フォースからこういう課題が提起されたということなのですね、これについて私どもが議論するということなのですね。もしもその方向性が違うということになれば、タスク・フォースではこういうふう考えたけれども、こちらでは否定するということが当然のことながら可能だというふう考えてよろしいですね。

(原山会長)現時点でのタスク・フォースでの論点というのが余剰胚、例えば最初の点

にしましては余剰胚ということを前提に議論しております。その中で、タスク・フォースの当初の段階の中に新規に作成されたヒト受精胚を対象とするかということが議論なされたのですが、そこまでを議論してしまうとなかなか時間もかかってしまうし、やはり本質的な話ですので、生命倫理専門調査会でということなので。そういう意味では相反する話ではなく、まずそちらの議論がありながらこちらで詰めていただくというふうな論点にしたわけなのです。

(今村専門委員)例えば1番の課題について、新規に作成されるというふうに書いてございますけれども、ぜひともこれをタスク・フォースとしてはやりたいんだというふうな方向性が出されたとして、そのことがこちらの親委員会に持ってこられたとして、いやいや、それはできませんよということは当然のことながらあり得ると思うんですね。そういったようなときにはタスク・フォースの意見は意見として、こちらの方ではそれは認められませんということで結論として得られると。例えばほかにも法的な枠組みということもありますけれども、指針としてとりあえずやろうというふうな意見が出されたとしても、しかし、指針だけでこれをどうのこうのするというのはちょっと無理ですよと、指針と法規制というのは同時に進めるべきだというふうなことがこちらの方で結論が出されたときにはそれが優先されるというふうに考えてよろしいか。そういうようなことがタスク・フォースとの関連性で非常に問題になるのではないかというふうに思いますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

(原山会長)ありがとうございます。町野参考人どうぞ。

(町野参考人)今の御議論もとてもだろろうと思います。ヒト胚の取扱いに関する報告書の「見直し」に関することです。最初のことですが、新規に要するにヒト胚を作成することが許されるかと、研究することが許されるか。これについては非常に厳しい議論が報告書をつくったときもありました。このような研究を認めている国というのはイギリスぐらいだったと思います。かなりイギリスは早い時期にこれを認め、しかもその範囲が、研究目的、対象の胚の両方について拡張してきていると思います。しかし、当時は、多くの国ではこれは不可侵な領域であったわけです。

生命倫理専門調査会では、余剰胚ではなくこのような胚研究をあえて認めるべきかがあったのです。それと関連して問題がありましたのは、人クローン胚の作成です。クローン胚は受精胚ではないけれども、ヒトの命を作り、そこからES細胞をつくるわけです。ヒト受精胚作製研究もこれと並行した議論した上で認めようということでこの指針ができたわけです。今のような趣旨を前提とした上でタスク・フォースの方でも、ヒト胚のゲノム編集について議論せざるを得ないということになるだろうと思います。

生命倫理専門調査会としても前の報告書の重みというのがありますから、やはりタスク・フォースの言うことは認められないよというような議論になるのかもしれないと思います。

2番目の問題は配偶子の問題です。学術会議での議論でもそうですけれども、私の記憶では生命倫理専門調査会でも、受精胚あるいはヒト胚の議論と、それから配偶子の議論とがかなりいろいろな点で一緒になって議論されてきた経緯があります。しかし、これが妥当な考え方なのだろうかということについては、そもそも議論がありますし、学術会議ではこれが結局のところそれから切り離される格好になったと思いますので、この点の確認ということだろうと思います。

ただ、配偶子については、これはヒト胚ではないとしても、これを普通の細胞と同じように扱っていいのかという問題は依然として残りますから、そのことを議論せよということだろうと思います。

3番目のこれというのは、3前核胚については、これはゲノム編集が行われた最初の受精胚というのは3前核胚でした。既にこの生命倫理専門調査会では3前核胚もヒト胚である、それは個体に育ち得ることがあるということでそうなのだということで一応決着がついているのではないかと思いますけども。3前核胚ということについて、最初にそれがゲノム編集の研究が行われたということからこれが挙げられているのだろうと思います。

4番目の「法的な枠組み」ということについてです。研究について法的な枠組みをつくるということは、クローン技術規制法に基づく特定胚指針がそうであったのだから、これとの関係でできないわけがないだろうという議論が一部にはあります。しかし、ここまで踏み込んでいいかということについては、これをやらないということで一応今までできたわけです。ES細胞の樹立につきましてもそうであったわけですし、あとの受精胚研究もそれできておりますから、これについてもそのことを経緯を考慮に入れながらここまでやるべきであろうかということだろうと思います。

最後は、これはクローン技術規制法における特定胚研究の中にこれがどれぐらい入るか、そこから外れるものをどうするかという問題と、それから更に、ゲノム編集ということからスタートしたにも関わらず、そうでないところまで入ってくるので、一体これはゲノム編集ではない遺伝的形質に影響を与える胚の操作というのはどこまでできるかという問題だと思いますから、今のようなことを意識しながらやはり全てタスク・フォースの方では議論するということになるだろうと思います。そして、これを上げたときについて、むげにそんなことは頼んでいないなんていうことは言わないで議論していただきたいということだろうと思います。

(原山会長)補足説明ありがとうございます。この中にも数名の方がタスク・フォースに入っているのです、そういう意味で個別に単独で走って、その出てきた報告を生命倫理専門調査会に安易に上げるという考えではございません。最初のときも申し上げましたように、やはり我々としては基本的考え方というのは最初の出発地点であって、その流れを踏みながらどういうふうに進化させていくかというのが課題だと思っております。それなりの重みがあるわけです。何かというと、人の生命の話ですので、ですので、その重みのあるところは生命倫理専門調査会の方で議論していただいた上で、それをすり合わせしながらタスク・フォースの方でも与えられたタスクの中でもって詰めていくと。

階層的な話をすれば、二重構造になっているので、タスク・フォースのミッションというのは報告書を上げるというのがミッションであって、決定するのがミッションではございません。特に重い話に関しては生命倫理専門調査会の専門委員の方たちの専門的知識がないことには決められないことが多分でございます。というか、これ今後責任をとることになるんです。ですので、そういう意味で上がったものに対してこれをどう判断するかというのが最終的にはこの生命倫理専門調査会に託されたミッションになると思います。

本日ここで5つの点を具体的にタスク・フォースの議論の中から出てきたものとして挙げておりますが、これだけでいいのかということもありますし、この中でもどの部分からこの生命倫理専門調査会でもって集中的に順番を議論していくか、その辺のところもございますので、今日は全体ということをお示しさせていただいております。それに対しての御意見を頂いた上で、またこの次にどういうふうに生命倫理専門調査会で議論していくかというのを事務局の方で準備させていただくという運びでございます。

米村委員どうぞ。

(米村専門委員)私もタスク・フォースの構成員でありまして、この議論が出てきた経緯については町野参考人からの御説明のとおりだろうと思えます。1点だけ補足をさせていただき、もう1点、若干このまとめ資料について気になる点がございまして、その点を御指摘申し上げたいと思えます。

1点補足は、これらの点は、タスク・フォースとしては、今後規制をする必要があるかどうかの方針を特に限定しない形で論点として挙げさせていただいたものであると私は理解しております。言い換えれば、これらについて許容する方向で議論してください、ということタスク・フォースとして表明しているものではないということです。したがって、禁止するということであってもちろん構わない、あるいは禁止

が適切だと考えられるものも含まれております。

ただ、生命倫理専門調査会のスタンスとして、それらの事項について一切議論もしないし方針も決めないということは、あり得るのだろうとは思いますが、ただでき得るならば何らかの方針をお示しいただけないだろうか、その方がタスク・フォースとして今後の検討をやりやすい、そのような趣旨であろうと私は理解しております。それが補足でございます。

それからもう1点、若干気になる点ですが、2つ目の○の部分で、受精を前提とした「配偶子」及び「生殖系の細胞」へのゲノム編集研究の取扱いについてという書き方になっています。この受精を前提としたという限定のつけ方が若干気になっているのです。生殖細胞についてのゲノム編集技術の応用に関しても規制の必要性を検討すべきだという議論は、タスク・フォースでも出てきているわけですが、必ずしも受精を前提とした場合だけという限定ではなかったように私は記憶しております。

このような限定をつけますと、次のような場合に問題が生じます。すなわち、最初にゲノム編集技術を適用した時点では特に受精を前提とせず、あくまで基礎研究目的で行ったけれども、作成された配偶子、例えば精子が凍結保存され、数十年後に何らかの経緯でそれが別のところに流出して、臨床応用されてしまう、研究ではなく、突然生殖補助医療に使われてしまうというような場合です。このようなことも、可能性としてはゼロではありませんが、現状でそういった行為が規制されているかと言いますと、そもそも生殖補助医療に関する法規制が現時点で実現しておりませんので、そういった研究目的で作成され保管されている既存の配偶子を生殖補助医療に用いるということも、現状では規制されていないということになります。

そうだとしますと、ここでこういった限定をつけますと、将来にわたってかなりのリスクを抱えることになるのではないかというのが私の心配です。少なくとも検討の段階ではこういった前提はとらずに、およそ一般的に配偶子についてのゲノム編集技術の適用について規制するかどうかを検討するという形にした方がよいのではないかというのが私の意見です。

(原山会長)ありがとうございます。

この件について事務局の方から、前提を付けてタスク・フォースでやったのかそうではなかったのか。

(加藤参事官)まず、基本的考えはヒトの胚ということになっております。それがまず議

論の開始であったので、今までタスク・フォースの議論も、いわゆる胚ということを中心に議論をお願いしてきたというふうに事務局の者としては理解してきておりますので、今日の資料4としては「受精を前提とした」という形を入れさせていただいております。

今の米村委員からの問題提起ですと、いわゆる配偶子そのものの扱いの方に踏み込むことになりますので、むしろこれは検討の範囲でございますので、やはり委員会本体での議論の事項になるかなと、事務局の方での整理ではちょっと答えるべきものではないのかなと考えております。

(原山会長)ありがとうございました。どちらかというとなり所的な役割分担のようなものがあって、ここの課題として出発点がヒト胚であったということが歴史的な経緯であって、その範囲の中でこういう書き方になったというふうに今の説明だと思います。

今後のことを考えたときに、先ほどおっしゃったように、技術の進歩は想像以上に進んでいる話で、今日可能でなかったことが可能になるということが明日明後日のこともあり得るわけです。そういう意味でここでの生命倫理専門調査会での議論というのは先の先読みした形で議論しないと追いつかないと個人的には認識しています。そういう意味で、ここのそもそもの課題であるヒト胚ということにだけ限定してしまうと限定的になってしまうと。そういう意味で一步踏み込んだのが「配偶子」と「生殖系細胞」なのですが、これもやはり前提を付けてしまうと限定的になるということ。

皆さんの御意見次第ですが、まず議論する際にはこの受精を前提ということを除いた形でどういう議論ができるか、どういうふうな方針がここから出せるか。その中で受精を前提とした条件を付けた場合どうなるかという形でもって2段階で議論させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

(今村専門委員)今米村委員の方からタスク・フォースとしてはある程度の方向性を示していただいた方が有り難いというふうな御意見でしたので、そのことについて若干申し上げます。日本医師会ではもう6～7年前ですかね、生殖補助医療に係る法整備がなされていないということで、独自に法の整備をお願いして素案を出させていただいた経緯がありますけれども、それは未だに宙ぶらりんになっております。

そういう意味では、指針も当然大事なのですが、あわせて恐らく行為規制というのが話になるのでしょうから、そうするとどうしても法の整備ということをや

り同時並行的にやっていかなければこの問題というのはどうしても解決できないというふうに思います。ヒトの生命の萌芽である胚というものをどういうふうに扱うかというのは極めて重大な倫理性を含んでおります。母体保護法とって、先生方御存じだろーと思ひますけれども、人工妊娠中絶を行う際に、こーいうふうなことであれば墮胎罪の違法性の阻却していいんですよというふうな法律がありますけれども、それに準ずるような形での生殖補助医療法というものをやはり考えなければ、非常に人の生命に関わる重大な問題が軽率に扱われる懸念というのがどうしてもあるということで、私としてはタスク・フォースの中でそのことを一緒にお願ひしたいなというふうに思ひます。

(原山会長)御意見ありがとうございました。

阿久津委員、お願ひします。

(阿久津専門委員)資料4についてちよつと2〜3意見がございます。そもそもゲノム編集技術と基本的考え方との関係性で、議論の対象が広がってきたという理由の一つに、ゲノム編集技術の進展というのが大前提としてあると思ひます。今現在もどんどん進んでいるのですが、研究者側の立場からいって、この資料4に挙げていただいた5つの中で、例えば先ほど米村委員も意見がありました、配偶子、生殖細胞、要は基本的考え方の受精胚ということだけにとらわれて議論を進めていってしまうと、結局のところそれを回避あるいはその対象外となるそもそも配偶子等々を扱う研究というのが大分増えて、ここで何かしらの規制をしたとしても全く外れてしまうという研究領域が恐らくはたくさん出てきます。

ということで、配偶子、生殖系の細胞ということでは例えば受精をしなくても研究することが可能です。単為発生胚で着床の直前まで検討するというのもこれは当然考えるでしょうし、未熟な卵子から成熟させる過程でゲノム編集を行うということも研究上想定され得ます。ですので、胚ということにこだわると大分漏れてしまふかなというふうな気がします。3前核胚も研究対象として意義があることだと思ひます。

あとは、研究に対する法的な枠組みですがけれども、研究に対して法的な規制がするかどうかという、ここは慎重であるべきかなと思ひます。ただ、多くの人たちが不安に思っているのは、この受精胚に対して何かしらの操作をしたものが拳児を得るために使われてしまうのではないかとこころが多くの人たちの懸念だと思ひます。そこに対して何かしらの枠があつてもいいかなと思ひます。

以上です。

(原山会長)ありがとうございました。

先ほどの今村委員、それから阿久津委員の御意見というのは非常に重たい話であって、ですので、だからこそこの生命倫理専門調査会の方でじっくり議論して何らかの方向性というふうに持っていきたいと思っております。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(神里専門委員)この「今後の検討が必要な課題」はいずれも重要ではあるかと思うのですけれども、やはり最初に方向性としてこの生命倫理専門調査会の方で検討した方がいいかと思うのが、4つ目の法的な枠組みの必要性についてです。法的な枠組みでないにしても、今タスク・フォースの方で私も参加させていただいていますが、今後まずという形で指針の策定を検討することになっておりますが、その指針というのはとても限定した胚の領域を扱う指針になるかと思えます。そのようなすごく特化した指針をもうこれ以上つくっていいのかということに対しては私自身とても危惧を抱いており、それぞれの指針、どんどん立ち上がっておりますけれども、その間での齟齬が生じるのではないかなど、気になっているところです。

ですので、まず指針の策定ということで検討を始めるにしても、その後の最終目標をどこにするかということについては、この生命倫理専門調査会の方である程度方向性を示していただければというふうに思います。

以上です。

(原山会長)ありがとうございました。

先ほどの米村委員の御意見にかなり同じ方向性というふうな認識です。我々のスタンスとしては、我々と言いますのはタスク・フォースも含めて生命倫理専門調査会もそうなのですが、なるべく有意義な研究が円滑に行われることが一番目的とするところであって、その中で社会的、科学的意義、それから倫理的な側面で皆さんが納得できるものという形で、一つ、初めの一步として指針ですが、指針の乱立は避けなければいけないというのは多分皆さん共有していることだと思います。その中で、その行き着くところが法律という形なのかそうではないのかというのが、まだここではしっかりとした議論がなされていないので、それをこの場でもって議論させていただきたいと。様々な研究の現場もあれば臨床の現場もあると思うのですが、そこでの求めもあるでしょうし、その中で我々がどう判断するかというのがやはりここでの課題ですので、これは大きな事項として取り上げていきたいと思しますので、議論の中で様々な御意見を頂ければと思います。

水野委員に御発言いただいてから、町野参考人に御発言いただきます。

(水野専門委員) 法的な枠組みの必要性についてなのですが、他の諸外国と比べたときの我々の国民性を自覚的に考えなくてはならないだろうと思います。仏人にいまだに生殖補助医療に関する立法が日本にはないと話をしましたら、extraordinary (異常な) とか Incroyable (信じられない) とか叫ばれました。立法がなくても日本に規律があるのはなぜかという、破っても何もサンクション(制裁)がないにもかかわらず、日本産科婦人科学会の会告をきちんと守ってくださるお医者様たちによって秩序が保たれているからです。そして今、議論をしていることでも一刻も早く研究ガイドライン作成が必要だと、研究者のほうから切望されます。たしかに研究現場が混乱しないようにガイドラインは必要だと思いますが、それを越えて、日本の研究者は、ガイドラインがないうちは研究は自由にやっつけていいのだとは思われないメンタリティをもっておられます。法規制がなければ自由だと思う欧米の人々とは、違うメンタリティがある、それが日本の秩序の相当部分をつくっているのだらうと思います。

この国民的な傾向が生殖補助医療の規制のようなところではプラスに働いているわけですが、こういうものに依存した規制のあり方というのは非常に危ういものであることもやはり自覚しなくてはならないと思います。つまり、世間をはばかった過剰な自己規制で研究がストップする反面、いいじゃないかということになると一斉に走ってしまいます。また、一部に規律が出来るとそれが至上になってしまいます。つねに全体を見通した規律が必要ですが、それがいないまま、部分的ガイドラインがあるとその細かい手続きがたまたま落ちてると大騒ぎになって、マスコミもたたくということになります。何のためにどうして規律が必要なのかということを常に考え続ける必要があります。最先端の領域ですからどのような展開があるのか、誰も簡単には将来を見通せません。規律は、最先端の研究にブレーキをかけないようなものであるべきですし、しかし同時に我々の社会が将来世代に向かって負っている責任を果たせないようなことはしてはならないというギリギリのところを見極め、将来世代への悪影響はやはり法規制で抑え込まなくてはならないと思います。

それから見通しのきかない領域には柔軟性が必要でしょうから、法規制を設けたとしても、法が下のガイドラインにある程度裁量を任せるという形もありうるだろうと思います。このような規律の設計は必要とはいえ、そんなに簡単ではありません。同時に、これまで我々の社会が持ってきた性格も自覚して相対化する必要があります。例えばどうして科学者たちが、自由に、さあ、研究しよう、になれないかという、この難しい領域に手を出すと、マスコミがどれだけたたかろうという恐怖

もあるわけです。マスコミの方々にも御理解を頂きながら、我々の社会の規律をつくっていくことが必要なのだらうと思います。

要するに、我々皆が大きな難しい問題を抱えていることを御認識いただければと思います。

(原山会長)ありがとうございます。

本日もマスコミの方いらっしゃっていますし、逆を言えばすごく注意して見守ってくださっているということは有り難いし、それをメッセージとして一般の方たちにも出していただきながらというアプローチだと思っております。

御指摘の国民性というのはあるのですが、研究というのが国際的にグローバルになったときに、必ずしも日本の研究所に日本人だけいるわけでもないし、価値観の共有というのがなかなか難しくなっていくという前提もあるので、そういう意味でこれまでうまくいっていたからと今後うまくいくとも言い切れないので、担保もできないので、そういう視点からも本課題に関しては議論していかなければいけないというふうな認識を持っています。

町野参考人どうぞ。

(町野参考人)参考人にもかかわらずたびたび申し訳ございません。

2つ目の○のところの決着は、結局これは受精を前提としたいというそればかりでないということで理解すればよろしいわけでしょうか。今までの御意見を伺っているとそのようなことはありましたけれども、反対意見もなかったようですので。

(原山会長)先ほど少しまとめさせていただいたのですが、この前提というものをちょっと取り除いた上でもって議論させていただき、その中でもってこの前提を付けたらどうなるかというのはその後の話だと思っております。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(町野参考人)もう一つよろしいでしょうか。それと、4番目の○の今の法的な規制の問題です。恐らくタスク・フォースの方に、結局研究とそれから臨床応用、この2つを皆さん議論されているのだけれども、この今まで生命倫理専門調査会はほぼ研究のことしか扱ってなかった。もちろん、だからといってやってはいけないという話ではありませんけれども。ですから、タスク・フォースの方に振られたのも研究のことだけだという具合に理解しておりますので、もしそこから更にもっと考えるということなら、ここで新たに振っていただきたいという具合に私は一員としてそう思います。

それからもう一つは、今水野委員が言われたことですが、日本ではむしろ過剰なぐらい指針に対する順法精神、遵守精神が研究者の間に強いと思います。したがって、ゲノム編集について何らかのガイドラインができないとやるべきでないという意識がかなりの人にあるだろうと思います。このことがある意味で法律までいなくて何とかなっているということであると同時に、海外から見ると研究者というのは恐らく法律以外にこれだけがなじがらめになっていて研究の自由はあるのかという批判が出ているということも事実でございます。これはかなり深刻な問題です。

そして同時に、この間学術会議の方の提言の内容としては、臨床応用についてはゲノム編集技術のそれを使って生殖医療を行うことについてはある場合には法律によって禁止を考えるべきかもしれないが、国の側の指針もできていない状態ですので、まずそっちから考えろという話になっております。

そして、研究については、今のような法律を持ってくるという議論は、私はなかったという具合に理解しております。この生命倫理専門調査会も総合科学技術・イノベーション会議に所属し、学術会議と車の両輪と昔から言われておりますけれども、双方の議論を考慮しながらこちらで議論していただいて、そこから後にタスクフォースの方に投げさせていただくということが私は必要ではないかという具合に思います。

どうも失礼しました。

(原山会長)ありがとうございました。

そもそもこの我々のスコープというのは臨床ではない、前の方の基礎研究という形でこれまで議論していますし、現在はその形で議論しております。

臨床に関して、先ほどの法律の体制に関しては、多分想定し得るのが臨床も含めてという形の法体系ということが多分前提となるので、我々としてどこまで貢献できるか、またこの生命倫理専門調査会の枠外の議論にどういうふうに参加していくかということが多分必要になってくると思います。その辺も踏まえて先ほどの法的な枠組みについては議論させていただければと思います。

(今村専門委員)おっしゃるとおりで、一応ミッションとしては研究の分野ということになるのでしょうけれども、議論にもあったように、非常に日進月歩の技術進歩というのがある中で、研究と臨床の境界というのが極めて曖昧になって、そういう意味でやはり基礎研究とそれから臨床応用両方に横断的にと言いますか途切れなく考えるようなやり方というのがどうしても必要なのではないかなというふうに考えます。

(原山会長)ありがとうございます。

その辺もこの法的枠組みに関する議論のときにまた御提示していただければと思います。

それから、先ほどの学術会議に関してなのですが、前回この生命倫理専門調査会の方に学術会議の報告、阿久津委員も含めてしていただいて、そういう意味で情報の共有、また方向性に関して意識しながらということで、別々のものをつくらないという形で考えております。そういう意味で委員の重複もあるので、その辺はうまく使っていければと思います。

本件に関しましてよろしいでしょうか。

御承認いただければ資料4の項目にのっかって、事務局の方でどういう順番でどういうふうな形で議論を進めるかということ準備させていただいて、これからの生命倫理専門調査会の中でもって議論させていただければと思います。

先ほど申しあげましたように、タスク・フォースの方とも常に情報を交換しながら、足並みをそろえながら議論していただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日準備いたしました議題はこれで全てなのですが、何か事務局の方からございましたら。

(加藤参事官)事務局としまして、次回の日程等につきましては、また御案内させていただいて調整させていただきたいと思います。

また、本日の議事録については、事務局で案を作成した後、委員の皆様にご確認を頂くということをしてと思っております。御確認いただいたものを暫定版としてホームページに掲載させていただくということも予定しております。あと、議事録につきましては、次回の本委員会でご了解を得た上で正式版という形になります。

あと、非常に事務的でございますけれども、今日この建物を出る際には、正面玄関の守衛のところへ通行証を返却していただけますようお願いしたいと思います。

事務的には以上でございます。

(原山会長)ありがとうございました。

これをもちまして、第105回の生命倫理専門調査会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。